

はんざいひがいしゃとう じんけん かんが 犯罪被害者等の人権について考えてみましょう

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる直接的な被害により、精神的・経済的に苦しめられることになるのに加え、興味本位のうわさや心ない中傷により名誉を傷つけられたり、マスメディアなどの過度な取材や報道により、私生活の平穏が脅かされ、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的被害を受ける場合があります。

このような犯罪被害者やその家族の人権に関する社会的関心は、日本国内だけでなく国際的にも高まり、犯罪被害者やその家族に対して、国家による救済や支援が行われるべきであるとの主張がされるようになってきています。

このような現状に対して、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成16(2004)年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

その後、平成20(2008)年7月には「犯罪被害者等給付金支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」により給付金の支給額の引き上げなどが図られるなど、犯罪被害者等を支援するための施策が進められています。

この「犯罪被害者等基本法」に基づき、平成17(2005)年12月には、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とした活動が展開されています。

また、平成28(2016)年4月には、犯罪被害者等を支援するための施策をさらに推進するため、「第三次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

多くの方は、犯罪被害について、「自分には無関係」、「自分に起こるはずはない」などと考えているかもしれませんが、しかしながら、ある日突然に犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり負傷してしまうことは誰にでも起こりうることです。犯罪被害にあうということについて、身近な問題として考えてみてはどうでしょう。

どうごう 総合センターの相談事業 どうだんじぎょう

せいかつじんけんそうだん まいしゅう げつ か すい もくようび ごぜん じ ごご じ
生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日の午前9時～午後5時

ほけんそうだん しほけん きょうりょくじぎょう
保健相談 (市保健センター協力事業)

まいつき だい すいようび ごご じ ぶん じ
 毎月 第1水曜日の午後1時30分～3時 10月は6日、11月は1日、12月は6日です。

そうだん がくしゅうかい せいとくしょうすうしゃ せいどういつせいしやうがい どうせいあい ひと
セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

まいつき だい もくようび ごご じ ぶん じ
 毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時 10月は26日、11月は30日です。